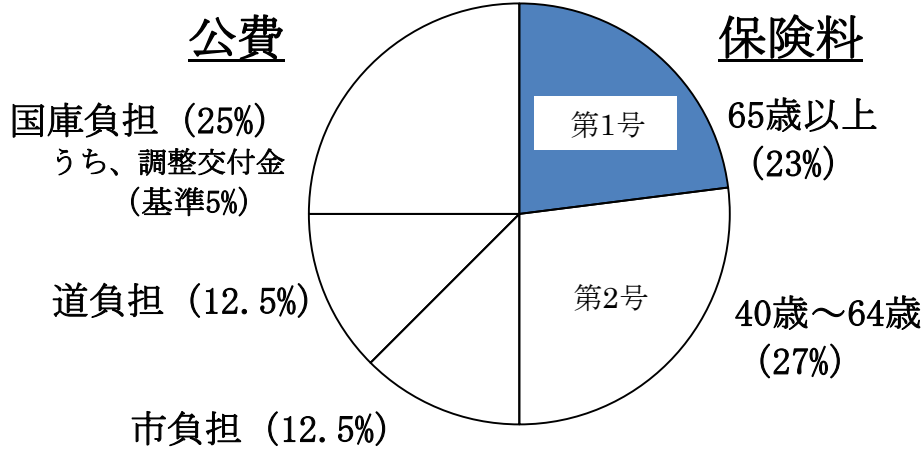


# 介護保険料の納付

## 65歳以上の保険料

介護給付費の財源は下図のとおりです。このほか、第1号保険料は地域支援事業費の財源の23%にも充てられます。



65歳以上の介護保険料は夫婦でも1人ずつ納めていただきます

所得段階	市民税課税状況		対 象 要 件	年額	摘要
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	・生活保護受給 ・老齢福祉年金受給 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	25,110円	基準額×0.45
第2段階	非課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下	33,480円	基準額×0.60
第3段階	非課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	41,850円	基準額×0.75
第4段階	課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	50,220円	基準額×0.90
第5段階	課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	55,800円	【基準額】 4,650円×12月
第6段階		課税	・合計所得金額が120万円未満	66,960円	基準額×1.20
第7段階		課税	・合計所得金額が120万円以上200万円未満	72,540円	基準額×1.30
第8段階		課税	・合計所得金額が200万円以上300万円未満	83,700円	基準額×1.50
第9段階		課税	・合計所得金額が300万円以上500万円未満	94,860円	基準額×1.70
第10段階		課税	・合計所得金額が500万円以上	106,020円	基準額×1.90

### ◆老齢福祉年金

国民皆年金制度が創設された時点で、すでに50歳を超えていた人などに支給された特例的な年金を指し、老齢基礎年金や老齢厚生年金などとは異なります。

### ◆合計所得金額

「合計所得金額」とは、純損失及び雑損失の繰越控除並びに特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得（特別控除前））、株式等譲渡所得等の金額（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）、商品先物取引に係る雑所得の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です。

### 【公的年金収入のみの方】

公的年金の収入金額から公的年金控除額を差し引いた金額が合計所得金額となります。

## 資格の取得喪失

毎年度の初日（4月1日）に65歳以上である方が第1号被保険者となります。

### 資格の取得

- 4月2日以降に65歳になられた方は、65歳の誕生日の前日から第1号被保険者となり、資格を取得した日（誕生日の前日）の属する月から保険料を納めていただきます。  
例） 12月1日生まれの人 …… 11月分から納めます。  
12月2日生まれの人 …… 12月分から納めます。
- 市内へ転入された65歳以上の方は、転入した日から紋別市の第1号被保険者となり、転入した日の属する月から保険料を納めていただきます。

### 資格の喪失

- 資格を喪失された方（市外へ転居された方、死亡された方）は、資格を喪失した日（他市町村に転入した日、死亡した日の翌日）の属する月の前月までの保険料を納めていただきます。

## 保険料の納め方

◆老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金が月額1万5,000円（年額18万円）以上の方



年金からの天引き  
（特別徴収）

老齢福祉年金、恩給などは年金からの天引きとなりません

◆老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金が月額1万5,000円（年額18万円）未満の方



納付書で納付  
（普通徴収）

◆年度の途中で介護保険料が変更となった方

・増額となった方 → 増額となった分のみ普通徴収となります。

※ 増額分以外は、今までと同じです。

・減額となった方 → 普通徴収になります。

※ 翌年度の10月からは、特別徴収できる方は特別徴収に変更となります。

・年度の途中で資格を取得した方

→ 普通徴収になります。

※ 翌年度以降から随時、特別徴収できる方は特別徴収に変更となります。



## ◆介護保険料の金融機関口座振替

- ・納付書で納付（普通徴収）の方は、紋別市内すべての金融機関で口座振替ができます。一度登録すると、納期ごとに自動的に引き落としされるので大変便利です。市役所介護保険担当窓口ほか、支所・出張所及び市内金融機関窓口に申し込み用紙があります。

### ○用意するもの

- ・介護保険料納付書・預金通帳・金融機関に登録されている印鑑

## 介護保険料の滞納

特別な理由もなく保険料を滞納している場合は、次の制限を受けます。

### ◆1年間滞納した場合



介護サービスを利用したとき、いったん利用料を全額負担し、後から申請により介護給付を受けることになります。

### ◆1年6か月間滞納した場合



介護サービスの利用料をいったん全額負担し、申請後も保険給付の一部または全部が差し止めされ、なお滞納が続く場合には、滞納している保険料と相殺されます。

### ◆過去に2年間以上滞納している方が新たにサービスを利用する場合



保険料の未納期間に応じて、利用者負担額が本来の1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給等が行われなかったりすることがあります。

## 介護保険料の減免

災害などのやむを得ない事情により、一時的に保険料を納めることが困難な方は、保険料の収猶予や減免を受けられる場合がありますので、市役所介護保険担当窓口へお問い合わせください。

### ◆無年金などにより収入が少ない方の減額制度

- ・次の条件に該当する方は、申請により介護保険料が第1段階の金額に減額されます。

世帯全員の年間収入額の合計額が世帯人数ごとに定めた金額以下で、かつ、世帯全員の預貯金額の合計が世帯人数ごとに定めた金額以下である世帯に属する方です。年間収入額とは、次のものの合計額です。

- ① 年金の年額、定額の仕送り金その他の継続的な収入
- ② 不動産の固定資産評価額（自己居住用のものは除く）

区分	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人世帯	120万円以下	120万円以下
2人世帯	170万円以下	170万円以下
3人世帯	220万円以下	220万円以下

※以降世帯員が1人増えるごとに50万円を加算します。